

共同親権運動

16号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2011年7月17日

静岡家裁下田支部藤倉徹也裁判官へ

k ネットでは、6月2日付で静岡家裁下田支部へ抗議声明を出しました。個別の事例において声明を出すのは久しぶりでした。この案件では、結婚に至らないまま子どもとの面会交流を求めた点について争われました。Iさんの相手方は自分から婚約を破棄したので、それを理由に子どもの父親を奪うという理由はないはずなのですが、将来、子どもの権利の視点から共同親権を考える場合には、このような案件においても共同養育が可能であるはずですが、実際、結婚後に一度も子どもと会っていない父親との面会交流を家裁が斡旋した事例が他にあるので、子どもの側から見ればこの差は説明が付きません。もちろん、子どもに会いたいという父親の側の感情も当たり前のわけで、賞賛されこそすれその逆は本来ないはずなのですが、家裁の判断は懲罰的です。

Iさんが私たちの前を見せたのは昨年のご事情でした。その後、何回かお話をお聞きしましたが、家裁で子どもと会えなくなるということを説明すると驚いていました。その後調停審判を重ねて、今回の年3回、写真送付の決定でした。以前、ぼくたちは、同様に写真送付の判決を出したさいたま家裁の茂木典子審判官についていろいろと抗議をしたことがありますが、2年経っても裁判官の感覚はまったく変わらず、その上、面会交流と養育費について明文化した民法改正が4月の通常国会で成立したという状況の変化は、まったく影響しませんでした。Iさんは状況改善に向けて、家庭裁判所で試行面接も要請したにもかかわらず、一顧だにされませんでした。その理由についても一切述べられていません。声明では以下のように述べました。

「4月26日には、衆議院法務委員会にて民法766条改正案である、親子交流の明文化を盛り込んだ案が全会一致で可決されました。また付帯決議において、親子交流の明文化の趣旨にのっとり、家庭裁判所においても第三者機関の関与の便宜などを含めて交流をさせるよう決議されました。このような決議を知っていて、審判を下したのであれば、法以前に一般人の感覚から著しく逸脱していると思います。また知らずに判決を下したのであれば、これまた裁判官としての資質を疑うべき不勉強という他ありません。子どもに会えないつらさは、体験したものでないとわかりません。すべてをわかってほしいとは私たちは言いませんが、理解しようとする気持ちや努力が親子問題を扱う家庭裁判所の裁判官の資質として必要だと思います」。Iさんは抗告しました。裁判官は考えなくても、私たちはともに考えていきたいと思っています。(宗像)

こんなことやります k ネット定例会 日時・8月21日14:00、場所・銀座セミナールーム、詳細についてはお問い合わせ下さい/共同養育センター相談日 日時・8月2日、9日、12日、9月6日、13日、20日、18:00～21:00、場所・銀座セミナールーム、料金3000円(一時間、一時間超は一時間毎に1000円の加算)相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市東3-17-11 好日荘 202

電話 03-6226-5419 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京 UFJ 銀行新宿中央支店(普) 3166777 一般社団法人共同親権運動ネットワーク

●主張

毎度の台詞 「考えとく」

敦子

連休明けから、k ネットに加入させて頂いている、新座者です。なのにこの様に、発言の機会を頂戴し、大変感謝しております。

どんな風にかこうかなー、と郵送されてきた「共同親権運動」を慌てて読んでみた。思わず苦笑い。だって「夫婦別姓、戸籍、家制度……」二十年近く前、卒論のために引っ張り返しながら読んでいた資料と重なったから。

所属していたゼミは、社会言語学系。でも教授が大らかな方だったので、卒論で扱う内容は何でも有りな感じだった。私のテーマは「夫婦別姓とアイデンティティー」という、思いつ切り私情をからめた内容。要するに「人間の中身が変わってないのに、婚姻届出した途端、ラベルが張り替えられてしまう違和感を、どうすりゃいいのさ！」という気持ちを整理したかった。

結局、その論文書いている時に付き合っていた人と、一緒になった。母親に脅されて。「うちの娘と、結婚する気あるんですか？ ただ付き合っているなら、他の男性とお見合いですませますから！！」だって。それを聞いて激怒したのは、むしろ私。「こんな馬鹿なこと言う親とはもう、一緒に暮らしたくない。出てく！！」って、不動産屋さん巡りしているうちに「それだったら、俺と暮らそう」となった。

思想通りというか、仕事上もそれなりに名が知られる存在だったので、苗字を変えたくなかった。それを、相手の苗字にしたのは、転職もしたし、家を建てるのに別姓だと何かと不便だと感じた5年後。その時姑は言った。「うちの苗字になってくれて、嬉しいわ！ お祝いしましょう！！」……って、私は紙の手続きに関係なく、諸々気を使っていたつもりだが……。役所のお墨付きの「嫁」でないと、嘘者ですか？と悲しくなった。

が、今となっては、この「思想を曲げた」ことで、命拾いした感がある。娘達を連れ去られ、家の立ち退きを迫られている（きっちり半額払っているのに）が、書面上「家族」であり「夫婦」なのだ。勿論、勝手に手続きされないような手は打ってある。

しかし人って、ここまで身勝手になれるものなのかしら、と人間不信になりかける。アレ程に「こっちの苗字になって」と言っていた親子が、掌を返したように「実家に帰れ、もうウチの苗字を名乗るな」「子育ての大変な時期（7歳と3歳）は終わったから、お前はもう必要ない」って真顔で言う。

連れ去られた直後に、すぐる様に訪ねた前世占いで言われた。「あなたとお姑さんは、前世で夫婦でした。お姑さんは武士で、あなたは大勢いる側室の一人。ま、子供産む為に利用された」……あのさ、現世もその繰り返して言いたいのかしら？ 何でそんなに何回も、大変な思いして産んだ我が子を、ぶん取られなきゃなんないのよー！！！！！！

夫の避難先である、姑と義兄夫婦の家は、目と鼻の先。ご近所には「ママが病気だから、ウチで預かっているの」と嬉しそうに言って歩いている。私が病気（鬱、ガンの進行、心臓・胃の状態悪化）になったのは、あくまでも連れ去られ以降なんですけど、と大声で言いたい。

キチガイ親子よ、目を覚まして！ 娘達の将来を真剣に考えて！！ あなたとか一ちゃんて困ったところで、二人の行動範囲・思想が狭められるだけで、良い事は一つもないでしょう？ 会う度、次に会う日の設定をしようとするけど、毎度の返事は「考えとく。」一体何をお考えでしょうか？ 下手な考え、休むに似たり。歳月人を待たず。嫌がらせだけで、人生終わらせるなよー！



子どもが戻ってきた。それだけでは子どもは暮らせない。 ～単独親権では子どもの権利は守られない～

堤 則昭

私もまた離婚による子どもの拉致被害者です。

7年前、私は二人の男の子と突然引き離されました。

それから子どもの解放を求める戦いを続けて間もなく8年目になろうとしています。

3度の面会交流調停を経て、わずかながらも子どもとの交流の機会を紡いできました。

そんな7年目の戦いを続けていた昨年、事態は急変しました。

二人の子どものうちの小学5年生の二男が、相手方の不適切な養育環境から逃れるべく私の下へ逃げてきました。東京都世田谷区から長野県白馬村までその距離約250kmの逃避行でした。

二男の辛く寂しい過去を知る私は、親として当然に保護し養育していくことを心に決めました。

この時私は子どもと私の幸せで楽しい生活に胸を膨らませたものでした。

ところが、この夢を打ち壊したのが「非親権者≠親」という、世間の偏見（常識）でした。

まずは子どもを学校に通わせようとしたのですが、「親権者じゃないから手続きができない。」

白馬村教育委員会は「せめて住民登録があれば手続きはできる。」とのことなので、住民登録を試みました。

転出元の世田谷区では「親権者じゃないから転出証明書が発行できない。」

それならと、二男本人の申請にしたら「未成年者なので本人の申請はできない。親権者が代理にならなければならない。」

つまり、どうやっても私たち親子には転出証明書が入手できないわけです。

一方親権者は、転出など認めるわけがありません。なにしろ、子どもがいることにすることで、子ども手当をはじめとする諸手当約50,000円/月プラスαが手に入るのですから。

それでも、実態があるわけだから白馬村に住民登録ができないわけがない。そこで白馬村に転入の手続きをするもやはり「親権者が認めないから転入の手続きはできない。」

つまり、子どもは確かに私と暮らしておりそれは誰もが認めているにもかかわらず、公証上ここには住んでいないことになっているのです。

ということは、子どもは親権のない私の下に住んでいる以上は日本国民に保障されている権利を履行できない。子どもがその権利を主張するためには逃げ出して来た元の環境に戻るしかないのです。

しかし、子どもはそれらの権利のために元の環境には戻るわけがありません。

結局、私の二男は平成22年9月17日に私の下に住み始めて以来住民登録がされず、住民票の提出ができないためここに居る証明ができません。

そうすると、子どもが医療機関にかかる際の福祉医療の補助が受けられません。

当然に子ども手当などももらえません。

小学校に正式入学ができません。体験入学の扱いなのです。

だから、教科書ももらえません。

学校の健康診断も受けられず、有事の際の保険も適用されません。

成績表ももらえないし、名簿への搭載もされず、連絡網からも外され、授業参観や学級懇談会への参加も制限されます。

こうした事態への対応を相談したところ、長野県では児童相談所を紹介され、そこでは、「児童相談所で保護すればすべては解決するが、そうでなければ仕方がない。」との回答。

つまり、子どもが親権のない実の親の保護を求めて逃げて来た場合、基本的人権は児童相談所に入所する以外に守られず、そうした場合保護が解除されると連れ戻されるのは親権者の下なのです。

……ということは、虐待を受けた児童は基本的人権を奪われた状態で、親権者による拉致に怯えながら、親権のない親に救いを求め、そこでひっそりと暮らすか、基本的人権を得るために児童相談所に保護され、後に再び親権者に引き渡されるかのいずれかしかかないこととなります。

つまり、子どもには親権のない親とともに人間らしく暮らすという選択肢はないのです。

子どもの権利は親のものと言われる所以はここにあります。『子どもの人権』そんなものはこの国には存在しません。

「共同養育センター つむぎ」

始めました

今年2月のkネット総会から3ヶ月、時間がかかりましたがようやく5月の末から「共同養育センター つむぎ」を始められました。

その間いろいろなことがありました。まず、3月8日に13年ぶりに子どもに会うことができました。審判に移行して、調査官調査の一環としての面会でした。時間は30分。内容によっては時間延長もありますと言われていて結局45分間会って話をすることができました。

13年ぶりの我が子は面影は残っていたものもうすっかり大きくなっていて、ほとんど「始めまして」の状態でした。何を話していいやら。ただ、うれしくて泣き笑いの私とは違って子どもは開口一番「お金は持って来ましたか？」でした。一息ついてから、「どうしてお金が必要なのか？」という質問からの会話でした。一問一答、こちらが質問して子どもが答えるという、おおよそ母子の久しぶりの再開とは思えない会話だったと思います。

最後のほうで子どもから「引き離しはいかんよ」と言われて、「えっ？あの時あなたが一緒に行くと言ったから連れて行ったんだよ。いやだと言えれば行かなかったよ。」と言った時に、子どもがびっくりしていたのが印象的でした。そのあと「今までのことは水に流してやる。」と言ったことも。

子どもの日々の生活の中で、きっと私の存在などは忘れ去られたものだったのだろうと思います。違う記憶が作られ、いろんな思い出を消し去ってしまっていたのだと。

そして3月11日の地震。その日を境にいろんなことが私の中でこんがらがってしまいました。帰宅難民を経験して、うちに帰ったら原発の事故。津波の脅威とはまた別の恐怖で引きこもってしまいました。

計画停電の中で宗像と共同養育センターのことについて話し合ったりもしました。その時のメモは2ヶ月近くもかばんの中で熟成されてました。事務所をどこにするかという話し合いでも二転三転しました。

結局はアパートの一室を友人の事務所と一緒に借りるということで、なんとか折り合いをつけてようやく新しい事務所を始められることになりました。

6月2日にその事務所のお披露目会をささやかに開きました。これからもお世話になるであろう「くにたちの会」のメンバーや、外国で裁判を長くやってきて子どもといっしょに日本に帰国してきちんと約束通り子どもと父親を会わせているかたも来てくれました。

離婚は親の勝手ですが、そのことで傷つくのは子ども。その傷を少しでも小さくするためには会うことが必要だと改めて思いました。親同士が顔を会わせたくない場合には、仲介してくれるところがあるとスムーズに子どもに会うこともできます。ようやくその仲介のお手伝いができる環境を整えることができました。

現在、1件のビジテーションをさせていただいています。相談は毎月10件以上受けています。講座も続けて開くことができました。また新たにビジテーションの相談も入っています。

少しずつですが形になりつつある「共同養育センター つむぎ」、これからも暖かく見守ってください。そして、必要とあればいつでもご相談ください。そして近くにお寄りの際には是非事務所に遊びにきてください。お電話していただければ開けに行きます。(植野 史)

(常駐はできていません。)

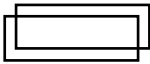
■一般社団法人 共同養育センター つむぎ

東京都国立市東3-17-11 B-202

tel 042-505-4339

応援カンパもいつでも大歓迎です。

振込み先 三菱東京UFJ銀行国立支店 普通 0341883



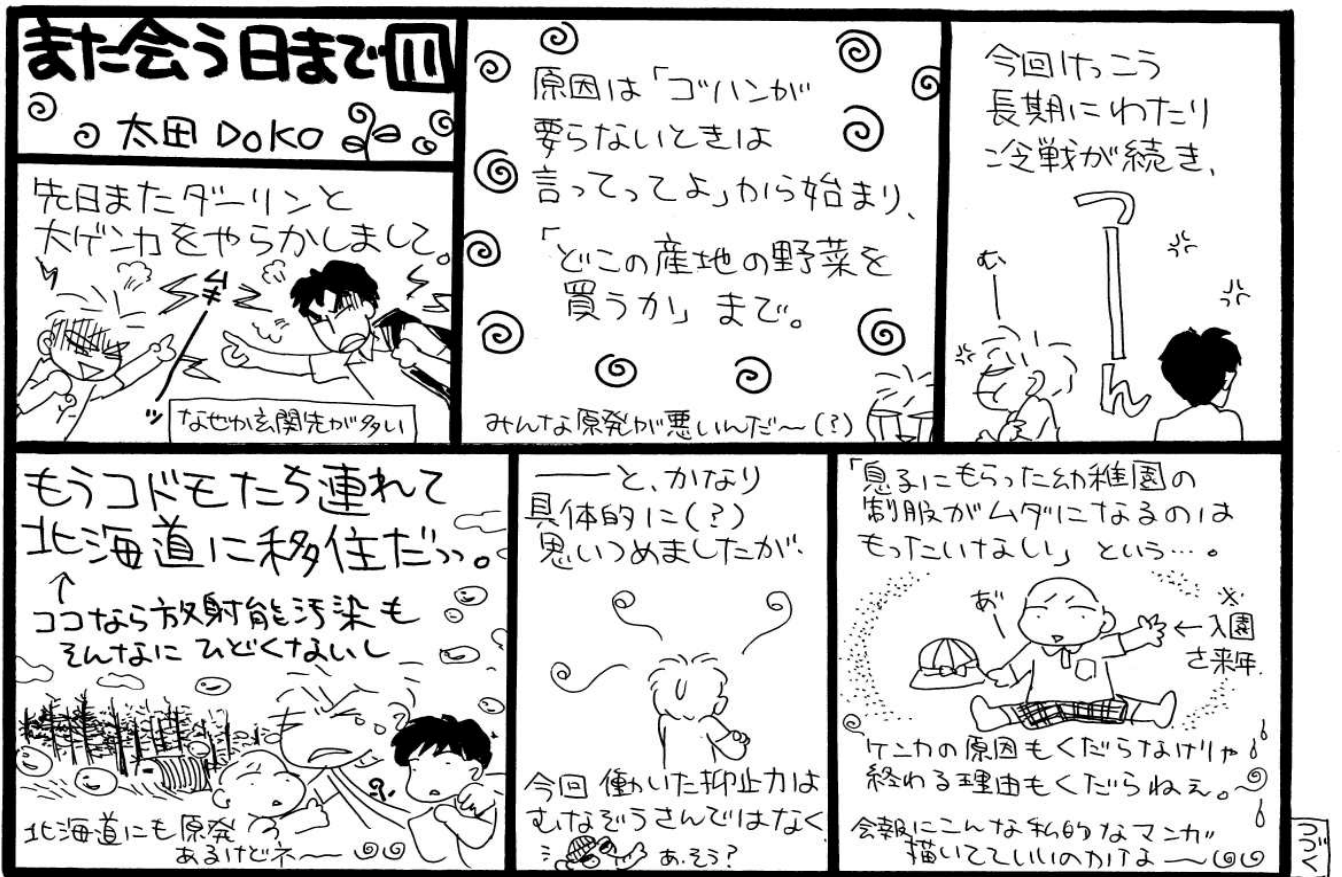
当事者の視点で当事者を支援する事の意味は、北海道浦河のべてるの家をテーマに上野千鶴子が当事者主権を謳う事で少しは認知されたかもしれませんが、彼女は精神疾患の当事者については言っても、暴力当事者については言及する事はありません。当事者主権は言うのは簡単、実現するのは難しいと日々実感する私です。

そもそも、私が男性運動に関わったきっかけは上野千鶴子が京都で「育児時間を連絡会」とのシンポジウムを開いたことです。そのシンポに参加した私はいたく心動かされ、運動をはじめなくちゃ、という事で、シンポに参加した仲間達と「関西育時連」を立ち上げました。二十数年も昔の話。その運動を起点に私は様々な運動を展開しつついろんな出会いや援助スキルの獲得をしていく訳ですが、一貫して私は一当事者の立場で活動してきました。極端なフェミニスト、保守民族主義、などの立場の人とは、合流する事も出会う事もなく、男性運動を始めましたが、男性運動のなかでも専門家指向の人たち、アカデミズム中心主義の人たちとはやがて袂を分かち、距離を置く事になります。

日本家族再生センターでは、そう言った人たちとは距離を置き、当事者の当事者による当事者のための支援ができるよう、当事者の育成、当事者の視点で支援できる援助者の育成を続けてきました。けれど、その難しさも実感しています。

昨年秋に突然ぶち切れ退職したスタッフから、セクハラされたと突然民事訴訟を立てられたのが一月半ほど前。事前の抗議も労働相談にもかかる事もなく、いきなり提訴しマスコミ呼んでの記者会見というのもおかしな話しかたけれど、セクハラの実事はないから、唐突な話しにしかならないのも事実でしょう。私が入人を選ぶ時に、もっと「問題のなさそうな、優秀な人」を選べればよかったけれど、まともな人件費も出せない、あるいは無償でのボラスタッフとして入ってもらうからということで、できるだけこちらの要求なり判断は控え、本人のやる気だけで判断していました。

どうも、これが間違いのようで、援助の現場はかなりリスクなので、問題のありそうな人は、クライアントとしてはかまわなくても、スタッフとしては、軽々に選んで採用すべきではない、ということでしょう。かといって、リスクな当事者は援助者としては不適として排除する、そんな世間の当たり前には染まりたくないし、ほんと悩ましいです。当事者の当事者による当事者のための援助組織・・・エライセンセ達がやらないのもよくわかります。それを無謀?にも独自にやり始めた私ってやっぱアホなんですよねえ。



例 6月18日 会 報 告

6月18日午後、梅雨時期のどんより曇り空のなか、銀座セミナールームにて、学習会と第2回運営委員会が開催された。さる4月および5月末に衆議院および参議院を通過した民法766条改正案の「面接交流の明文化」を受け、「面会交流明文化をどう使う 国会での議論の論点とビデオ上映」という題で、学習会が行われた。運営委員の原田氏より、民主党政権以降の衆議院法務委員会で、「面会交流を含む子の監護」についてどのような論議がされてきたのか、時系列にしたがって解説がなされた。

特にここ最近の委員会における、自由民主党の馳浩議員、みんなの党の桜内文城議員、たちあがれ日本の城内実議員の質問に対して、江田五月法務大臣の答弁が実際どのようなものであったかを映像で確認しながら、民法766条改正および付帯決議「面会交流の場の確保や仲介支援団体に対する支援、そして共同親権・共同監護の可能性の検討」が可決されるに至った一連の法務委員会の状況を確認した。

なかでも、桜内文城議員の「子の連れ去り、離婚以前に子の監護実績を作り、親権を争う裁判が起きている。またその審議の中で、『継続性の原則』が重視されていることをどう思われるか」の質問に対して、江田五月法務大臣は「『継続性の原則』あつての子の連れ去りはあつてはいけない」と答弁していることなどは評価の声が聞かれた。しかし大臣の「現状の単独親権制度で、離婚後の親子交流が樹立されることが好ましい」との答弁など、まだまだ十分満足ではないことも認識させられた。

(なお現在、これらの法案改正の内容および法務委員会の議事録については、共同親権ニュースドットコム <http://kyodosinken-news.com/?p=2785> でダウンロードできるので是非参照して欲しい)

その後、これら一連の動きを受けて、どのように活動していくかが討論された。現在は実際改正されていない移行期間の時期ではあるが、法改正の資料と法務大臣の発言集などの資料を準備して、立法府の意向に沿った運用を、家庭裁判所においてはすべきであることを各機関に働きかけていくなどの活動方針が提案された。

続いての運営委員会では、まず毎月行われる運営会議において、会の方針等の議題の決定を行うことが再確認された。また、緊急の声明や要望書案のチェックや次の運営会議に間に合わない場合などの意志に決定について、運営委員会のメーリングリスト(ML)の必要性について議論がなされた。議論の結果、運営委員会のMLを新たに立ち上げ、出欠などの連絡、声明や要望書案のチェックそして次回の運営委員会に間に合わない場合の確認として利用することを決定した。また運営委員資格として、1年で会報の編集に1回は携わること、それができない場合は、最低2回の運営会議の参加を条件とすることを決定した。

さらに1. 会報の発刊、2. 交流会の再開、3. 次回の運営会議の日程および勉強会の内容について議論した。会報の発刊については、発刊頻度、送付先の範囲、会報の記事の内容や編集方針について討論した。また現在休止している交流会については、7月以降に第4火曜日の20時から22時に銀座セミナールームで再開する予定であることが報告された。次回運営会議と勉強会については、7月17日(日)午後銀座セミナールームにおいて行うこと、勉強会については、「別居親が学校や保育園での子どもの情報のどのようにアクセスできるのか」について運動をされている榊氏に講演を依頼する方向で調整することとした。

(A. I.)



ふりだしに

戻る

「離婚しても子どもには会えるだろう」と何となく思ってた離婚したら、事後、相手は「絶対に会わせたくない」と。

仕方なく調停を上げたら、相手が根拠レスのDV被害を訴え、東京地裁八王子支部に呼び出され、わずか三〇分程度の裁判官とのやりとりで、DV犯の烙印を押されて「接近禁止命令」で、それを理由に「調停には応じられない」と、子どもとの面接交渉も頓挫。DV法の援用で、相手は転居の情報秘匿したまま、転居先不明。子どもも住民票の移動なしで、転校できた様子。

仕方なく「接近禁止命令」6カ月の終わるを待つて、調停を上げようとするも相手方の所在不明では致し方なし。おそらく転職していないと思われたので、相手方住所を「勤め先気付け」で出したところ、送達可能でようやく調停の場に。しかし、相手は「面接交渉のことを考えると精神的に不安定になる」と精神科医にかかっていることを主張。その主張を容れて、調停委員、調査官は「時間を置いてはどうか」と提案。当時、こうした事態の知識もなかった私は、それを受け入れて「2年間、面接交渉は望まない」との調停に不覚にも合意。

長い長い2年を待つて(DV云々、転居先不明云々で実際には5年)、ようやく再び調停を上げたところ、相手の主張は「2年前と精神的に同じなので、時間が必要」だと、バーロー。「何年待つても堂々巡りだ」と主張し、いまは「まず手紙から」の打診中。鎌田實さんじゃないけど「なさけないけど、あきらめない」

(杉本 隆)

命のリレーは

感謝の積み重ね

五月のGWに、仙台の被災地へボランティアに行ってきました。訪問先の保育園で子どもが転んで頭を打ってしまいました。訪問先が遊びで夢中なので、笑顔でお友達と遊び続けていました。気になったので、その子に「おうちへ帰ったら、お母さんに転んで頭を打ったことを言ってみてね!」と伝えると、「この子、お母さんいないよ。おばあちゃんに住んでる」と友達が言いました。「なにやってんだ……、ごめんね」と、心の中で大泣きました。自分の子どもたちが、なにかの機会にお父さんのことを聞かれたら、どんな気持ちになるのだろうか? と考えました。みましたが、まったく答えが見つかりませんでした。

すでに子どもたちには会えなくなつて1年半。今年、五歳と三歳になります。もう、父親の記憶も遠くのものになっていくのかもしれない。子どもたちの交流が持たず、自分の存在さ彼らの記憶の中からなくなっていく私は、彼らの養育費を払い続けていく意味があるのだろうか? 以前、そんな「親」としての役目を放棄したくなる気持ちを持つたことがあります。しかし、今は違います!

この世に生まれてくるという事は、必ず両親が存在します。将来、息子と娘のことを好きになつて結婚してくれる相手が現れたとします。父親の私がいなかったら、その人たちは息子や娘と出会えなかったわけです!ですから、いつかその人たちから感謝される日があるかもしれないと思えば、笑顔で人生を歩んでいくのもいいと思いませんか?

父親不在では、息子も娘も自分たちがこの世に存在しなかったことに気づき、感謝の気持ちを持ってくれないか?と確信しています。命のリレーは人間が誕生してから、一度も途切れたことはありません。それは感謝の積み重ねなのだと思うのです!
『パパは、逃げたのでもなければ、会うことをあきらめたのでもない。本当の強さを身につけたのだよ!!』

(宇野 努)

再会

私がこどもに会えなくなつてから3年が経ちました。時々、家裁へ行く為に妻子と別居中であることは職場に伝えてあるが、それ以外の話さずにきている。

三月一日の地震と原発事故で世の中が騒がしくなった。節電は私の仕事の負担も増大させている。個人的には災害を機に、人生の転機となりそうな気配が身辺で動き出している。

五月の連休中に旧知の友に二〇年を経て再開した。

「きものマイム」というパントマイムをつくりだしたパントマイミストの松井朝子さんは、被災地復興支援のためにチケットの売り上げから募金をする公演を開催した。

このときパントマイムからのメッセージを胸一杯に私は受け取り、そのあとの交流会の中で自己紹介の番がきたときに、何を話すかと迷うことなく、三年前から子の連れ去りと妻からはDV加害者と訴えられて現在も裁判で争っているを話しました。

現在の私が直面していることについて簡単にまとめて話ながら、幾つかの質問に答えました。今年からkネットの活動に参加していることも近況として伝えました。

青春のころ、そのときのお互いの時間をひたすらに傾けてひとつの学びの場を作っていた仲間は20数年たつての再会によって、これからの未来の中でも大切な仲間となるでしょう。

(原田実基夫)

互版

□これまで

- 四・七 会報印刷、親子交流くにたち定例会
- 四・八 日弁連宛質問状回答受け取り（受け取り拒否）
- 四・二六 ビジテーション支援
- 四・二九 相談受付
- 四・二二 親子交流くにたち定例会
- 四・二六 k ネット会議、相談受付
- 四・二九 ビジテーション支援相談受付
- 五・五 親子交流くにたち定例会
- 五・二三 ビジテーション打ち合わせ
- 五・二五 センター相談受付
- 五・二七 共同養育センター会議
- 五・一九 親子交流くにたち定例会
- 五・二〇 相談受付
- 五・二二 センタービジテ



- シオン支援
- 五・二四 相談受付
- 五・二八 k ネット会議
- 五・二九 子どもに「会いたい」親のための実践講座第二回
- 六・二一 共同養育センター事務所開き
- 六・三二 定例会開催通知
- 六・二二 子どもに「会いたい」親のための実践講座第三回
- 六・二四 センター会議
- 六・一八 学習会「民法改正をどう使う」、k ネット定例会
- 六・二二 相談受付
- 七・五 国会ロビー
- 七・七 相談受付
- 七・一〇 ビジテーション支援
- 七・一二 センター会議、相談受付
- 七・一七 学習会「子どもの情報を開け」、定例会

□これから

- ★k ネット八月定例会
日時・八月二一日（日）
一四〇〇〇、場所・銀座セミナールーム
- 九月定例会
日時・九月一八日（日）（予定）、場所・銀座セミナールーム、詳細についてはお問い合わせ下さい
- ★共同養育センターつむぎ相談日
日時・第一、二、三火曜日（八月二日、九日、一二日、九月六日、一三日、二〇日）、一八〇〇〜二一〇〇、場所・銀座セミナールーム、料金三〇〇〇円（二時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算）相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます
- ★会えない親子のホットライン
日時・第三木曜日（八月一八日）一九三〇〜二一三〇、無料、番号〇四二・五七三・五七九一、主催・親子交流くにたち
- ★親子交流くにたち定例会
日時・毎月第一、第三木曜日

（八月四日、一八日）、場所・国立スペースF（国立市中三―一―一六）、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇（スペースF）

【k ネット国立新事務所】

〒一八六―〇〇〇二 東京都国立市東三―一七―一 好日荘 二〇二

（郵便はこちらにお願いします）

【銀座セミナールーム】

東京での相談および交流会・グループワーク、セミナーの開催は、銀座の東京事務所に行いますのでご注意ください。（こちらでは郵便は受け付けていません）
東京都中央区銀座三―一三―一九、東銀座三―三ビル七階

「東銀座三丁目ビルセミナールーム」最寄り駅地下鉄東銀座駅徒歩一分、銀座駅徒歩五分、丸ノ内線銀座駅徒歩一〇分/タクシー「銀座、昭和通りの三原橋の交差点に行ってください」とお伝えください。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。

立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年会費・三〇〇〇円、また、活動には経費がかかります。みなさまからのご寄付をお願いします。会費・ご寄付はメンバーに手渡し、以下にお振込みください。

■郵便振替 00130・5472679 加入者名k ネット

■銀行口座 三菱東京UFJ 銀行新宿中央支店（普）3166777 一般社団法人共同親権運動ネットワーク